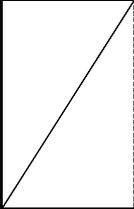


平成23年度行政事業レビューシート (国土交通省)							
事業名	地域公共交通確保維持改善事業		担当部局	総合政策局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	23年度～		担当課室	交通支援課	課長 城福 健陽		
会計区分	一般会計		施策名	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	離島航路整備法第三条(離島航路への補助のみ)		関係する計画、通知等	民主党マニフェスト2010 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	現状は、民間交通事業者や地方公共団体等の懸命の努力にもかかわらず、毎年、稚内から鹿児島までの直線距離を超える2,000km以上のバス路線が廃止される等、地域の生活交通は崩壊状態にあり、移動手段の確保は待ったなしの状況にある。本事業の実施により、生活交通の確保・維持・改善が図られ、高齢者や障害者などの交通弱者を含め、人々の社会参加の機会が確保されることを通じて、高齢化の急速な進展の中で、社会経済の活性化とともに国民の安全安心なくらしを守り、元気な日本の復活を支える。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。 <補助率> ○地域公共交通確保維持事業 1/2、2/10、3/10、定額 ○地域公共交通バリア解消促進等事業 1/2、1/3、1/4、1/10 ○地域公共交通調査事業 定額						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求
		補正予算	-	-	-	0	-
		繰越し等	-	-	-	0	-
		計	-	-	-	30,530	33,152
	執行額	-	-	-	-	-	
	執行率(%)	-	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	・非人口集中地域に居住する高齢者、離島居住者等(約1100万人)を中心とした生活交通を確保する。 ・地方圏(三大都市圏以外の道県)における公共交通の満足度を23.2%(平成20年度調査)から80%程度に向上させる。		成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	800件(平成24年度)		活動実績 (当初見込み)	件	-	-	-
単位当たりコスト	-		算出根拠				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	(本省分)			「東日本大震災復興関連事業(要求2,574百万円)」			
	諸謝金	0.4百万円	0.4百万円	東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワーク等の確保・維持を図るための「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の増			
	職員旅費	6百万円	6百万円				
	委員等旅費	1百万円	1百万円				
	地域公共交通維持・活性化推進調査費	41百万円	41百万円				
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	30,292百万円	32,914百万円				
	(地方運輸局分)						
	諸謝金	4百万円	4百万円				
	職員旅費	38百万円	36百万円				
委員等旅費	9百万円	10百万円					
地域公共交通維持・活性化推進調査費	139百万円	139百万円					
計	30,530百万円	33,152百万円					

※計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	—	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>地域公共交通への支援制度に係る事業仕分け(「仕分け」)及び国土交通省行政事業レビュー(「レビュー」)における主な指摘事項は以下のとおり。 ○地方バス路線や離島航路に対する補助については、路線維持にかかる欠損補助制度の必要性を再確認するとともに、経営インセンティブをより高める方策を検討すべき。(仕分け) ○地方バス路線に対する補助については、地域交通を維持可能なものとするために他の関連事業も合わせて政策パッケージを検討すべき。(仕分け) ○地域公共交通活性化・再生総合事業については、3年間の支援期間が終了した後の事業運営が円滑に行われるよう新たな制度設計をすべき。自治体の判断に任せる。(仕分け) ○地域公共交通活性化・再生総合事業については、一旦廃止する一方、政策目的は理解したので、政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し。(レビュー)</p> <p>本事業については、これらを踏まえ、地域の主体的な取り組みを基本としつつ、モラルハザードを抑制し、効率的で必要最低限な支援を行うこととするものであり、以下のような考えに基づいた制度設計となっており、仕分け及びレビューの指摘が踏まえられている。 ① 地域の協議会が地域の実情に基づき高齢者や通学通勤者などの生活交通のために必要不可欠なものと判断したバス交通、デマンド交通や、離島航路・航空路の確保維持に必要な費用について、事前に算定される効率化された標準的な事業費等を前提として、継続的な支援を行い、交通空白地帯の解消などをめざすものであること。 ② 地域に不可欠かつ最適な生活交通の確保維持、車両・交通施設のバリアフリー化等による改善について、地域の多様な関係者による協議会がその必要性について、主体的に判断した計画を、地方と協働して一体的に支援することにより、効率・効果的な事業の実施を行うものであること。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
 <p>効果的な予算の執行ができるよう国庫補助を受けた事業の効果を検証する仕組みを構築すべき。</p>			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			